

令和6年4月5日

学生・保護者等 各位

函館工業高等専門学校

副校長（教務主事） 柳谷 俊一

令和6年度 学校感染症感染及び感染疑いに係る欠席の取扱いについて（通知）

このことについて、学校感染症感染及び感染疑いに係る欠席の取り扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

（1）学校感染症感染及び感染疑いに係る欠席の取扱い

<感染した場合>

1) 新型コロナウイルス感染症

発症後5日、かつ症状が軽快した後1日が経過するまでを、出席停止（特別欠席）としますので、登校再開後、速やかに学生課教務係へ届出願います。

2) インフルエンザ

申請に基づき、発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまでを、出席停止（特別欠席）としますので、登校再開後、速やかに学生課教務係へ届出願います。

3) 上記以外の学校感染症

別途、学生課教務係へあてお問合せ願います。

<感染疑いの場合>

1) 新型コロナウイルス感染症

病院を受診した当日に限り、特別欠席として取り扱うことができますので、希望する場合は、速やかに学生課教務係へ届出願います。

2) インフルエンザ

同上

3) 上記以外の学校感染症

別途、学生課教務係へあてお問合せ願います。

（裏面あり）

(2) 届出(手続き)方法(感染した場合又は感染疑いの場合いずれも共通)

所定の様式(学校感染症による欠席届)に、「診断書」もしくは「医療機関発行の領収書・処方箋」を添えて、学生課教務係へ届出願います。(様式は、学生課教務係にて交付しております)

(3) 感染した場合の情報共有のお願い

学校感染症に感染した場合は、速やかに学級担任又は専攻科連絡担当教員へ、各自で連絡(情報共有)願います。

(4) 感染予防等への配慮について

日常の学校生活等においては、以下の感染予防に努めてください。

- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・咳症状がある場合はマスク着用 他
- ・感染症様症状がある場合の病院受診

(担当 事務部学生課教務係)